

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
(医師の届出) 及び第53条の11第1項 (病院管理者の届出) の規定に
基づく届出の遵守徹底について (依頼)**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記通知が発出されましたので情報提供申し上げます。

同通知は、医療機関からの結核発生届及び入退院届の届出を法定期限内に行うことを改めて依頼するものです。

今般大阪府では、厚生労働省による令和5年度公衆衛生行政関係事務指導監査において、医療機関からの結核発生届及び入退院届の届出が、法定期限内になされていない事例が多々見受けられる旨、指摘を受けたとのことです (下表のとおり)。

結核発生届は、結核と診断したときは直ちに医療機関を管轄する最寄りの保健所長に届出なければならないことになっています。また、入退院届は、7日以内に届出が必要です。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、入院勧告や公費負担など、患者管理を行うための前提となるものであることから、医療機関に対し、法定期限内の届出が改めて求められています。

貴会におかれましてご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●届出様式

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kekaku02.html>

**●参考：届出に要した日数別件数と割合 (令和4年度に大阪府保健所に届出されたもの)**

結核発生届			
診断日に届出	2～30日以内に届出	30日を超えて届出	合計
246 84.8%	43 14.8%	1 0.3%	290

入退院届			
7日以内に届出	8～30日以内に届出	30日を超えて届出	合計
207 92.0%	15 6.7%	3 1.3%	225

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)